

三宅村農業委員会委員を募集します

農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員会制度が大きく変わり、選挙制から村長が村議会の同意を得て任命することとなった「農業委員会の委員」を、以下のとおり募集します。応募方法は、「推薦」または「一般応募」になります。

1. 募集する委員

農業委員会の委員 定数：8人

2. 応募方法

- (1) 村内からの推薦（農業者等3名以上の連名による）
- (2) 農業者等の組織する団体からの推薦
- (3) 一般応募

3. 募集期間

令和7年1月6日（月）から令和7年1月31日（金）まで

4. 推薦書及び応募書の提出

各様式は、観光産業課および農業委員会事務局に備え付けまたは、このページからもダウンロードできますので、必要事項を記入し下記まで提出して下さい。

【農業委員会委員用】

- (1) 個人が推薦する場合（農業者等3名以上の連名による）

三宅村農業委員会委員候補者推薦書（個人用）

- (2) 団体等が推薦する場合

三宅村農業委員会委員候補者推薦書（団体用）

- (3) 自らが応募する場合

三宅村農業委員会委員候補者届出書

5. 要件

○農業委員

要件	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる人
任期	令和7年5月17日から令和10年5月16日までの3年間
定数	8名
報酬	17,000円（月額）
主な業務	毎月の農業委員会へ出席して議案審議し、自分の担当地区の案件について調査、報告をする。

	これに加えて現場活動（農地利用状況調査・違反転用の早期発見）等を行う。
選任方法	インターネット等で募集を行い、受付期間中と終了後に推薦および募集状況を公表し、候補者の審査を行い、村議会の同意を得て村長が任命します。
委員になれない人	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人。 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人。 三宅村が設置する他の附属機関等の委員。 三宅村の職員。
その他	農業委員の過半数を認定農業者とする。 農業者以外の者で、中立的な立場で公正な判断をすることができる者を1名以上入れる。 女性・青年も積極的に登用する。 農業委員および農地利用最適化推進委員は連携して業務を行う。 身分は非常勤の特別職となり、業務には守秘義務が伴います。 三宅村に住所を有する者を基本に、村外に住所を有する者も妨げない。 村長が定める基準日において満20歳以上の者であること。

6. 提出先

〒100-1212

東京都三宅島三宅村阿古 497 番地

三宅村農業委員会事務局（観光産業課内）

電話：04994-5-0992